

令和4年 4月 1日

サッカー関係者 各位

公益社団法人 岩手県サッカー協会
会 長 佐 藤 訓 文

サッカー活動に関する通知（令和4年4月1日）

「岩手緊急事態宣言」（令和4年2月1日一部改訂）が継続されており、現在、特にも教育活動に関連する施設での感染が多数確認され、今後も感染拡大が懸念される状況にあります。

従前の通り、引き続き、より一層の感染予防対策を徹底継続しつつ、全ての年代において感染拡大阻止に向け、取り組んでいく必要があります。

つきましては、本日以降のサッカー活動について、以下の通りとします。

本協会が主催・主管するサッカー活動は、「JFA サッカー活動再開に向けたガイドラインの改定について（第10版）」（2021年12月22日付）を十分に遵守し、継続実施する。
なお、サッカー活動の出欠に関してチーム・個人の判断を尊重する。
岩手県及び岩手県教育委員会並びに県内自治体等からの通知（施設に関するものを含む）は前項より優先する。

なお、下記事項につきましては、期間制限を設けます。

【「岩手緊急事態宣言」発令中】

- ・ 宿泊を伴う練習試合や県外へ移動しての活動をする際は、事前に遠征先の感染状況や制限をよく確認の上、慎重に判断すること
- ・ 不特定多数が集まる大人数での単発イベントの開催は、慎重に判断すること。

以上

参考：「JFA サッカー活動再開に向けたガイドラインの改定について（第10版）」
（2021年12月22日付）https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf?1222